

# 最低保障年金制度 実現への提言 (第3次提言)

全日本年金者組合は、1989年の結成以来30年間最低保障年金制度の創設を要求し活動してきました。2005年12月に「最低保障年金制度・第2次提言」を公表して15年余が経過しました。この間の日本の経済成長、年金制度の現状を踏まえ、「第2次提言」をさらに前進させるために2017年2月に「第4次政策委員会」を発足させ、2019年4月には「年金者組合 最低保障年金制度・第3次提言(案)」の答申を受けました。このパンフレットは、答申を受けて1年余の年金者組合の討議を踏まえて、「最低保障年金制度・第3次提言」としてまとめました。内外からの忌憚のないご意見を期待するものです。



2021年8月

 全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル  
TEL03-5978-2751 FAX03-5978-2777  
E-mail: honbu@nenkinsha-u.org

 全日本年金者組合

## I なぜ、いま最低保障年金か

1、高齢者の貧困は切実	1
働かなければ生活できない高齢者の生活実態	2
2、96万人もの無年金者が	3
3、無年金者・低年金者は増大し、格差が広がる	4
4、安心して暮らせる年金制度を	5
5、減らされ続けた年金の実態	6
6、極めて深刻な女性の低年金	7
7、若い人が将来の生活に展望が持てない	8

## II 年金減額のしくみ —これまでとこれから—

1、悪魔のマクロ経済スライド	9
2、2021年以降に実施される改悪	10
3、こうすれば減額を止める財源は確保できる	11-12
4、社会保障費の国際比較	13

## III 最低保障年金制度とはどんなもの？

1、最低保障年金制度は、世界の流れ	14
2、制度のしくみ	15
3、3種類の年金から構成されている最低保障年金制度	16
4、2階部分の改善点	17
5、どうなる 自営業者と低年金者	18
6、どうなる 無年金者	19
7、どうなる 厚生年金と共済年金	20
8、どうなる 障害年金	21
9、どうなる 遺族年金	22
10、どうなる 対象者と保険料	23
11、最低保障年金制度の財源はこうして	24-26

## IV 展望を切り拓こう

1、生きるための訴え一年金裁判運動	
(1) 行政不服審査請求から裁判運動へ	27
(2) 国連社会権規約に反する年金減額	28
(3) 国連社会権規約委員会等の勧告	29
2、憲法に保障された権利を守る政治の実現を	30-31
3、年金者組合を大きくして、要求を勝ち取ろう	32

## I なぜ、いま最低保障年金か

### 1、高齢者の貧困は切実

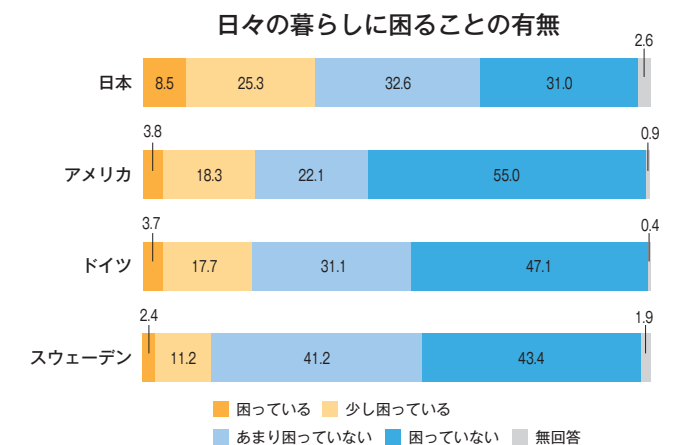
#### ■ 貧困に追い込まれる高齢者

内閣府が5年ごとに実施しているアメリカ、ドイツ、スウェーデンとの国際比較調査によると、経済的に日々の暮らしに「困っている」との回答は日本だけ前回比で増加（5.9%から8.5%）しています。「少し困っている」との合計でも日本は33.8%と断トツ（アメリカ22.1%、ドイツ21.4%、スウェーデン13.6%）となっています。前回2015年トップだったアメリカと比べても10ポイント以上の差があります。

高齢者世帯の25%~29%が「家計にゆとりがなく心配」との生活状況にある

生活保護世帯における高齢者世帯割合 52.2%

年金だけで生活している高齢者世帯 57.2%



内閣府「令和2年度高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果」

### 年金受給者の平均年金月額

◆ 納付期間25年以上の老齢厚生年金 146,162円（基礎年金含む）

◆ 納付期間25年未満の老齢厚生年金 61,509円（基礎年金含む）

国民年金だけの人の老齢年金（納付期間25年以上）

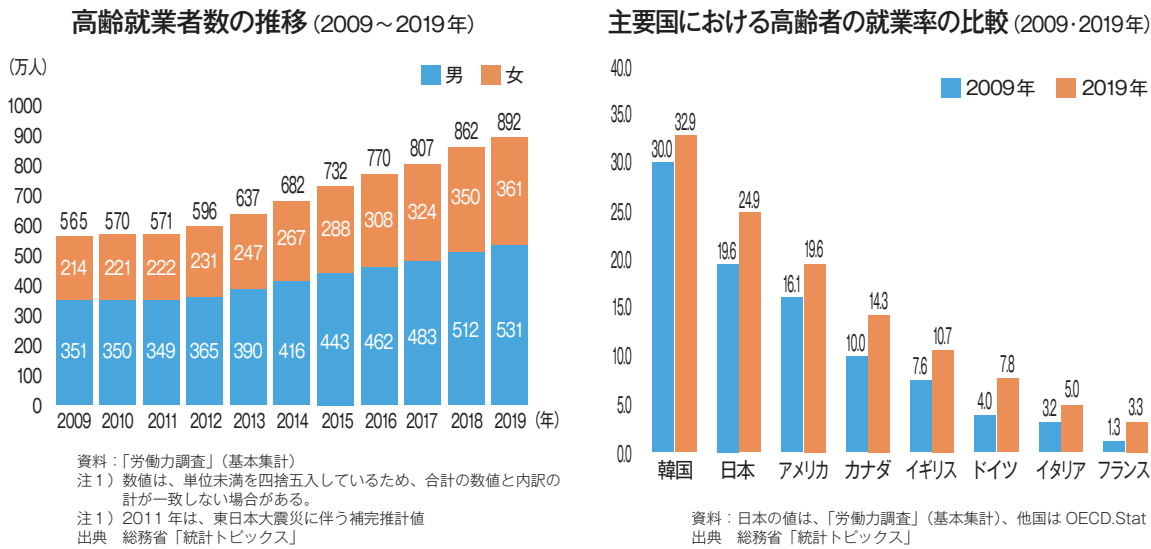
男性 54,014円 女性 50,015円

国民年金だけの人の老齢年金（納付期間25年未満）

男性 19,107円 女性 18,969円

厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」

## 働かなければ生活できない高齢者の生活実態



高齢者とは65歳以上の者をいいます。

韓国を除けば、日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあります。

とりわけ、2009年と2019年を比較した伸び率では、日本は5.3ポイントと主要国の中でも一番多くなっています。この10年のうちには、安倍政権の年金削減政策の7年8か月も含まれます。年金が減った結果「働かざるを得ない高齢者の増加」としてもとらえる必要があります

さらに重要なことは、高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高く、低賃金の労働です。

### 高齢者の声

#### 65歳過ぎても働かないと暮らしていけない

私は63歳、30年間働き続けてきました。間もなく定年なので、65歳からの生活設計を具体的に立てようと思い、年金事務所で見込み額を出してもらいました。65歳から月額約10万円と言わ

れましたがこれでは暮らせません。65歳を過ぎても働いて年金の不足分を補うしかありません。

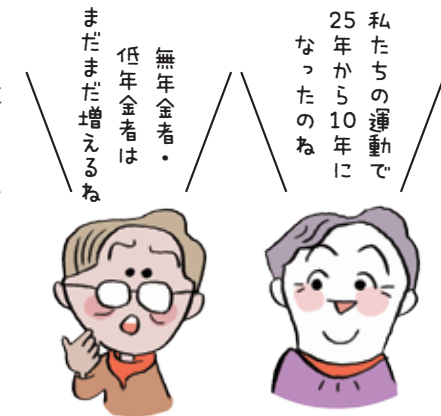
60代 年金相談

## 2、77万人もの無年金者が

—65歳以上人口の約2%が無年金者—

この間、厚生労働省が発表した無年金者数の推計資料及び報告書によれば、

- ①2016年現在の無年金者数推計96万人。
- ②2017年8月の年金受給必要期間が25年から10年に短縮され、この時約50万人が新たに権利を得ました。その平均額は月額27,787円でした。
- ③2019年現在の推計では、無年金者数は、また77万人に増加しています。無年金者・低年金者は、今後さらに増加することは明らかです。



出典

- ①「平成28年公的年金加入状況等調査結果の概要」2018年5月
- ②「社会保障審議会年金部会・資料」2018年4月4日
- ③「令和元年公的年金加入状況等調査結果の概要」2021年8月18日



### 高齢者の声

#### 沖縄の無年金者の声

現在、妻と2人暮らし。年金は妻だけで私自身は無年金です。中学卒業後、地元（離島）で勤め（年金加入無）、23歳本島で勤務（年金加入無）その後季節工として半年本土で勤務、

沖縄本島に戻り61歳まで勤務（年金加入無）。その後別の工場で働きましたが保険料を納める事が出来ませんでした。以来無職・無年金のため妻の年金（月3万1000円）で生活しています。

60代 男性 沖縄

沖縄では、アメリカの占領により年金法の適用が本土より20年近く遅れたため、無年金者の割合が全国平均よりも多くなっています。

### 3、無年金者・低年金者は増大し、格差が広がる

#### ■ 男女の年金格差広がる

厚生年金の標準報酬月額平均は31万5000円（男子35万7000円、女子24万7000円）。

標準報酬月額は男子では上限の32級（65万円）が206万人と最も多くなっています。

女子は第15級（22万円）が160万人と最も多くなっています。

男女の賃金格差が反映しています（P11参照）。

#### ■ 保険料を納付できない人が増えている

##### 49%の人が、定額の保険料を払えない！

第1号被保険者は1453万人。保険料免除・猶予総数は583万人。

第1号被保険者総数の40.6%。未納者数は125万人。

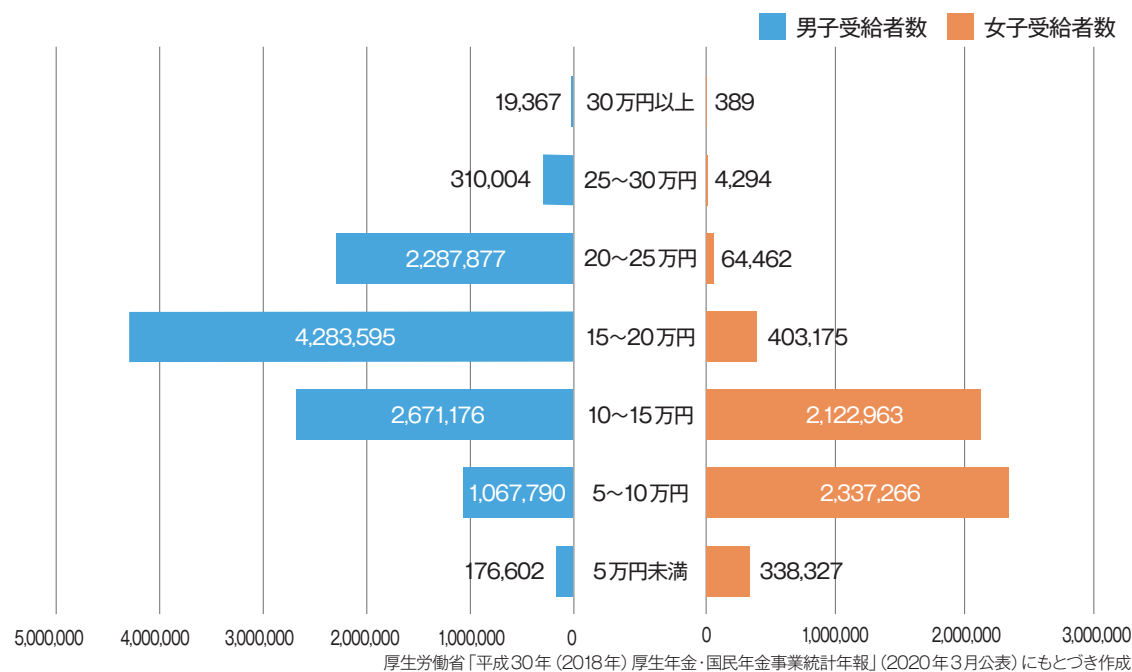
708万人（48.7%）が定額の保険料を納付できない状況にあります。

厚生労働省「令和元年版公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について（概要）」

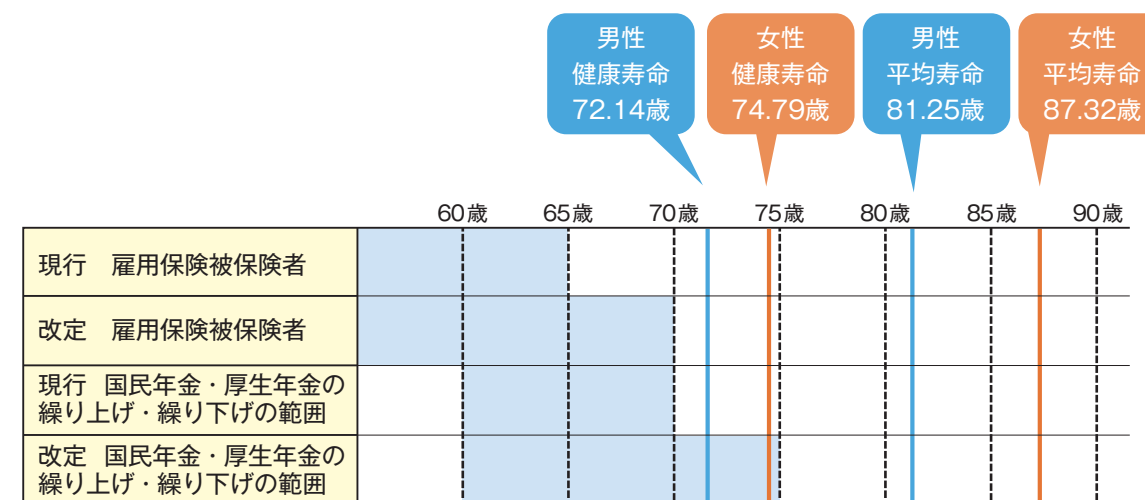
#### これでは無年金者・低額年金者はさらに増える！

保険料納付者は、2014年度916万人＝第1号被保険者に占める割合52.4%、2019年度746万人＝同51.3%。実納付率は確実に低下しています。

年金受給額（月額）と受給者数（人）の男女比較



### 4、安心して暮らせる年金制度を



金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」（2019.6.3）にもとづき作成

#### ■ 2020年5月に成立した年金改革法

2020年の年金改革法はマクロ経済スライドを放置したまま、年金の受給開始年齢の幅を現在の「60歳～70歳」を「60歳～75歳」に延長するものが含まれていて、年金者組合は反対しました。

そもそも現在でも原則65歳支給を繰り下げている人はわずか1%程度。

75歳まで繰り下げれば84%増額されるというのが政府のうたい文句です。しかし、65歳から受給せずに75歳まで繰り下げられる人は、一定の資産・貯蓄に余裕のある人たちです。現実には今の年金では生活ができず、働かざるを得ない高齢者が増えています。

75歳で受給した人の85歳までの住民税・所得税・医療保険料等の負担は、65歳で受給した場合に比べて格段に増加すること、負担額を差し引いた月々の受給額で見ると、75歳まで受給を遅らせた人が65歳から受け取り始めた人と同程度の額になるのは90歳0か月であることは、政府も認めています。

男性の平均寿命は81.25歳、女性は87.32歳。一方、男性の健康寿命は72.14歳、女性が74.79歳。繰り下げをして多くの年金を受給しようとして、働き続け、やっと受給できたと思ったら病気がちになる。年金者組合は「死ぬまで働け社会」を許すな、と主張しています。

年金を減額し続けしないで、原則65歳から安心して暮らせる年金こそ必要です。

**「死ぬまで働け社会」を許すな！！**

## 5、減らされ続けた年金の実態

—安倍政権以降年金は実質6.5%も削減された！—

2013年度～2021年度の年金改定指標

年 度	前年物価変動率	名目手取り賃金変動率	年金法の改定ルールによる改定率	「特例水準の解消」	マクロ経済スライド		実際の改定率
					調整率理論値	実際の適用率	
2013	0.0	▲0.6	0.0	▲1.0			▲1.0
2014	0.4	0.3	0.3	▲1.0			▲0.7
2015	2.7	2.3	2.3	▲0.5	▲0.9	▲0.9	0.9
2016	0.8	▲0.2	0.0		▲0.7		0.0
2017	▲0.1	▲1.1	▲0.1		▲0.5		▲0.1
2018	0.5	▲0.4	0.0		▲0.3		0.0
2019	1.0	0.6	0.6		▲0.2	▲0.5	0.1
2020	0.5	0.3	0.3		▲0.1	▲0.1	0.2
2021	0.0	▲0.1	▲0.1		▲0.1		▲0.1
合計	5.8	1.1	3.3	▲2.5	▲2.8	▲1.5	▲0.7

厚生労働省「2013年度～2021年度年金改定の報道発表資料」にもとづき作成

2016年度・2017年度は、もともと改定率がゼロまたはマイナスのため、マクロ経済スライドは適用されませんでした。

2018年度のマクロ経済スライド調整率▲0.3%は、翌年度にキャリーオーバーされました。

2013年度～21年度では、年金額が名目で▲0.7%、物価が5.8%上昇のため、単純計算では実質▲6.5%となります。

### 公的年金はどう改定されるのか (厚生労働省2020.1.24press releaseの説明)

公的年金は、①物価変動率 ②名目賃金変動率 ③マクロ経済スライドの3つの要素で決定されます。(マクロ経済スライドについてはP9参照)

改定は、毎年4月に行われます。2021(令和3)年度に改定された実際の数値でみます。

※物価変動率 0.0%  
 ※名目手取り賃金変動率 -0.1%  
 ※マクロ経済スライド調整率-0.1%

2021年4月から「-0.1%改定」になりました。計算の根拠は右の通りです。

物価変動率は、前年の物価変動率です。

名目手取り賃金変動率は、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分割合変化率等(0.0%)を乗じたものです。

## 6、極めて深刻な女性の低年金

2019年度 国民年金のみの「老齢年金」(25年以上) 受給権者・受給月額別人数

年金月額	人数(千人)	年金月額(円)					
		男性	割合(%)	再掲①	女性	割合(%)	再掲②
3万円未満	484	52	0.9	7.4%	432	7.6	39.7%
3万円以上5万円未満	2,203	371	6.5		1,832	32.1	
5万円以上	3,028	648	11.3		2,380	41.6	
合計	5,715	1,071	18.7		4,644	81.3	
平均年金月額	50,764	54,014	—		50,015	—	

2019年度 国民年金のみの「老齢年金」(25年未満) 受給月額別人数

年金月額	人数(千人)	年金月額(円)					
		男性	割合(%)	再掲①	女性	割合(%)	再掲②
2万円未満	258	45	10.1	16.9%	212	47.7	79.0%
2万円以上4万円未満	169	30	6.8		139	31.3	
4万円以上	17	3	0.7		15	3.3	
合計	444	79	17.7		366	82.3	
平均年金月額	18,993	19,107	—		18,969	—	

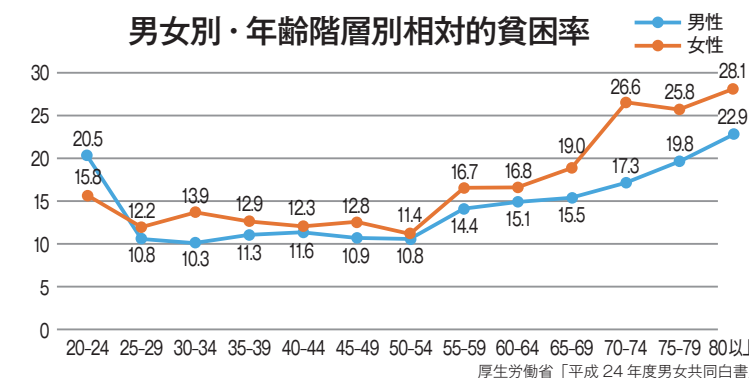
厚生労働省「令和元年度厚生年金・国民年金事業の概況」にもとづき作成

### 生活保護基準以下の金額！

国民年金しかない受給者(25年以上)の平均月額が5万0764円  
 納付期間が25年未満の国民年金だけの受給権者  
 平均月額が4万円未満の人は 男子が16.9%、女子は79.0%

### 低年金は女性に集中！

老齢年金受給権者(基礎年金含む)の年金月額の内訳  
 年金月額が10万円未満の受給権者 男子は113万人(7.1%)、女子は266万人(16.6%)  
 女性だけで見ると10万円未満の受給権者は50%を超えます。(P4参照)



高齢者の相対的貧困率は、女性が男性よりも高く、高齢期になるほど差が拡大していきます。70～74歳で男性17.3%に対し女性26.6%です。80歳以上になると男性22.9%に対して女性28.1%です。

### 高齢者単身世帯(68歳)の生活扶助額および住宅扶助額

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	79,550	76,180	72,010	70,900	67,860	65,500
住宅扶助(上限額)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	133,250	110,180	115,010	105,900	99,860	97,500

厚生労働省「生活保護基準検討会」(2019.3.18)

## 7、若い人が将来の生活に展望が持てない

—若い世代の年金を直撃！ 政府の財政検証で明らかに—

### 2019年財政検証(マクロ経済スライドによる年金水準の削減)

	経済成長率(%)	所得代替率(%)		国民年金(基礎年金)部分の削減率(%)
		2019年度	収支が均衡して削減が終了する時点(カッコ内は終了年度)	
ケース1	0.9	61.7	51.9 (2046年度)	26.6
ケース3	0.4		50.8 (2047年度)	28.0
ケース4	0.2		46.5 (2053年度)	35.7
ケース5	0.0		44.5 (2058年度)	39.8

※所得代替率＝モデル世代(会社員の夫と専業主婦の妻)の老齢年金受給開始時(65歳)における年金額の、現役世代の手取り収入額に対する割合

30年後には基礎年金が40%も減額される

### 高齢者の声

#### 飲食店勤めと旅館の経営で年金未加入

私は、20歳で山形から上京し、飲食店に勤めました。35歳で旅館の経営を任せ、無我夢中で働き続けました。70歳のとき旅館の経営から手を引きましたが、多少の貯えで生活を切り詰め

ながら今日まで人に頼らずに生きてきました。年金に加入していなかったのが無年金です。貯えも残り少なくなり、今後の生活が不安です。

85歳 男性 東京

#### 名ばかり正社員と契約社員でかつかつの生活 年金のことまで考えられなかった

私は、大学を卒業して直ぐに映画の制作会社に正社員として入社しましたが、いわゆる「名ばかり正社員」に過ぎず、厚生年金に加入させてもらえませんでした。そこを2年で退社し、次にエアコンのメンテナンス会社に契約社員として入

社し、週6日9時から11時間の長時間過重労働でした。当時私は、年金について考えたこともありませんでした。年金をもらえるとか、もらえないとかいうことではなく、一日一日を生きていくのが精一杯だったのです。

38歳 男性 東京

#### 社会保険をかけずに手取りを多くした結果 年金受給資格が得られなかった

私は、60代半ばまで零細企業に印刷工として30年勤務して来ましたが、30代の頃、入社に際して「年金を含む社会保険料をかけて手取りを安くするか、社会保険料をかけずに手取りを多

くするか選んで欲しい」と尋ねられ、手取りを多くする事を選んでしまいました。残念ながら年金の受給資格を得ることができません。

60代 東京地裁調書より

## II 年金減額のしくみ —これまでとこれから—

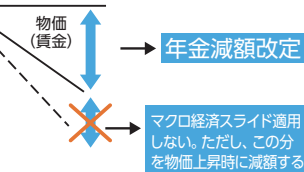
### 1、悪魔のマクロ経済スライド

マクロ経済スライドとは何か、何が「強化」されたか

マクロ経済スライドは廃止せよ

マクロ経済スライドは、04年改悪で導入された「年金水準を自動的に切り下げる仕組み」  
 $\text{年金額} \times (\text{物価上昇率} - \text{調整率}) = \text{次年度年金額}$   
 《調整率》  
 保険料を納める人(現役労働者)の減少率(04年当時 $-0.6\%$ )と平均余命の伸び率( $-0.3\%$ )をもとに算出。04年当時 $-0.9\%$ とされた。

マクロ経済スライドの強化  
 マクロ経済スライドが実施できない場合、その分を翌年度以降に繰り越し、まとめて減らす。(キャリアオーバー)



(2018年4月施行)

基礎年金は2058年まで38年間下げられ続ける

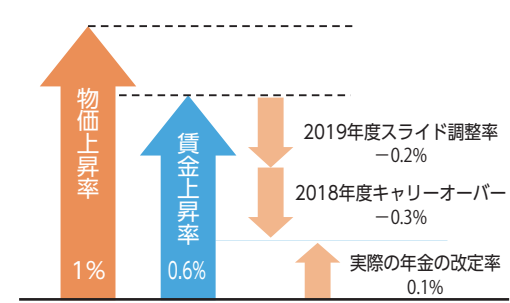
スライド開始年	マクロ経済スライド終了		最終的給付削減率	
	基礎年金	報酬比例	基礎年金	報酬比例
2015年	2058年	2032年	▲39.8%	▲10.7%

2019年財政検証(経済：ケースV 人口：中位の場合)にもとづき作成

### マクロ経済スライドとキャリアオーバーを具体的にみてみます

2018年の物価上昇率は1%、賃金上昇率は0.6%でした。単純な物価スライドなら年金額は1%増額するはずですが、現在のしくみではそうはなりません。上昇率の低い方にあわせませす。すると賃金上昇率の0.6%です。2019年度のマクロ経済調整率はマイナス0.2%でした。想定していたマイナス0.9%がマイナス0.2%になったのは、主に高齢者が働きに出て厚生年金に入り支え手が増えたからです。0.6%からまず0.2%を引く、そして2018年度はマクロ経済スライドが適用されなかったため、2019年度に持ち越された(キャリアオーバーされた)分がマイナス0.3%で、これも引かれます。すると残りは0.1%。これだけしか年金は上がりません。すると物価上昇率は1%なので、0.9%は実質的に減額となってしまいました。

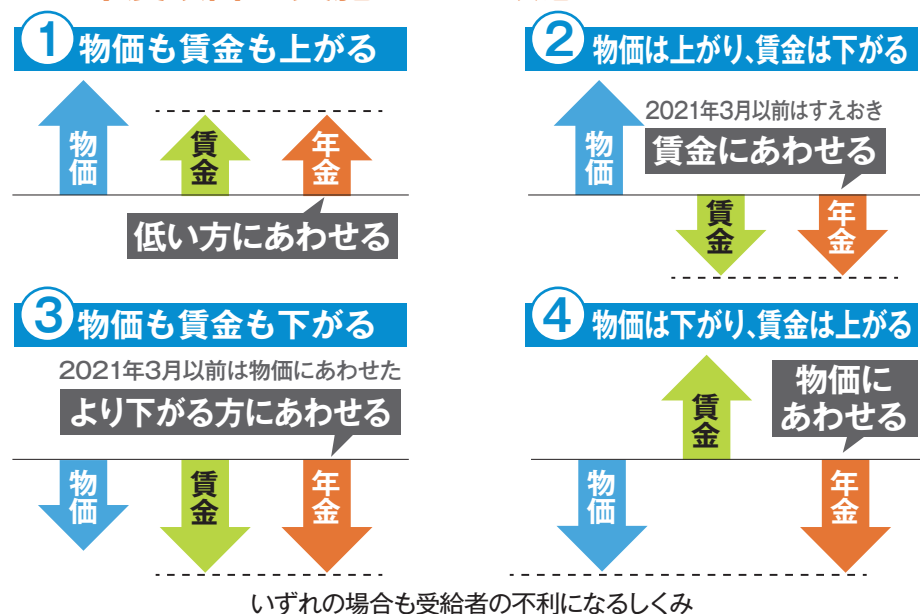
#### 2019年度の年金改定の事例



マクロ経済スライド調整率は2018年度は $-0.3\%$ 、2019年度は $-0.2\%$

物価上昇率1%  
 賃金上昇率0.6%  
 2019年度スライド調整率 $-0.2\%$   
 2018年度からのキャリアオーバー $-0.3\%$   
 $0.6\% - 0.2\% - 0.3\% = 0.1\%$

## 2、2021年度以降に実施された改悪



### 高齢者の声

#### 子どもの支援がなくてすむ年金生活を

私は、70歳になるまで働いてきました。現在77歳です。年金は平成25年8月には、2カ月分で18万7000円、介護保険料を引かれて手取りは17万9000円でした。平成25年12月と平成26年6月の減額4300円で手取りは17万5000円で、1カ月9万円不足です。毎月の

生活費は、家賃が4万5000円、電気、ガス、水道で1万1000円。5年前に乳がんを患ったために医療費も必要で、食べるだけでも大変です。貯えも底をつき、2年前から2人の息子から援助してもらおうようになりました。

77歳 女性 埼玉

#### 国の勝手な都合で私の年金を下げないで

私は、夫と死別したために女手一つで2人の子どもを育てながら、パートとして働き続けてきました。少しでも多くの年金を受け取るために60歳を過ぎてから国民年金の任意加入を2年しました。私の年金額は、月7万円余りです。生活費は、介護保険料8800円、国保料2350円が年金から天引きされ、家賃、ガス・水道・電気代で3万5000円。医

療費7000円、ガソリン代5000円、灯油代1万2000円かかります。これに食費を加えると合計20万円になります。長男が毎月10万円家計に入れてくれるので何とか生活しています。大変な思いをしながら年金保険料を払い続けてきたのに、国の勝手な都合で私の年金を下げないで下さい。

73歳 女性 富山

## 3、こうすれば減額を止める財源は確保できる

—マクロ経済スライド廃止の財源はある—

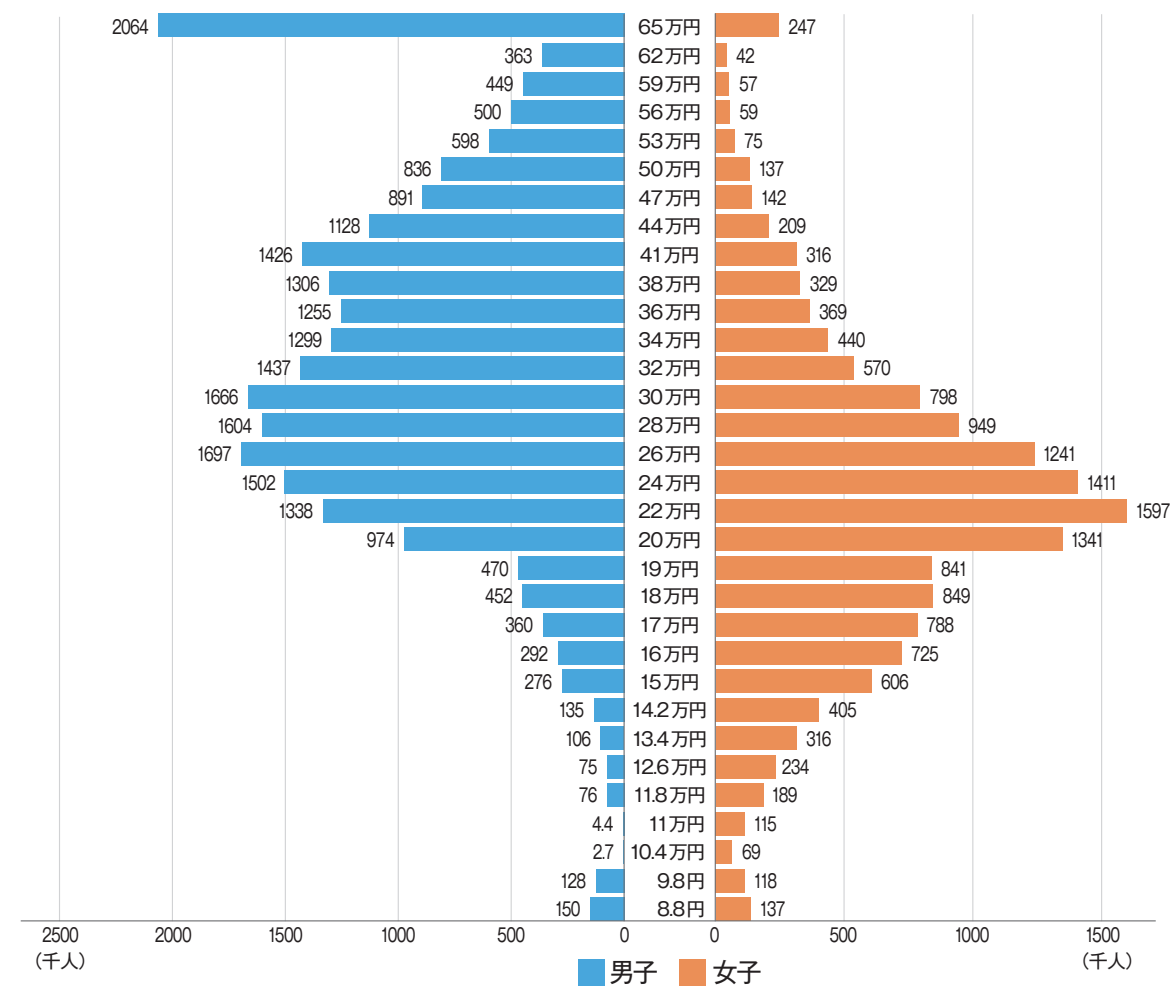
### その1 高額所得者優遇の保険料を見直し、年金財政の収入を増やす

現在、年収1000万円程度となっている厚生年金保険料の上限額を、健康保険と同じ、年収約2000万円（月収139万円+賞与）程度まで引き上げれば1.6兆円程度の保険料収入が増えます。給付増分を差し引いても1兆円規模の財源を確保できます。

なお、2020年9月から従前の標準報酬月額の上限等級（31級・62万円）の上に1等級が追加され、上限が引き上げられました（上限が32級・65万円）。

引き上げ後の分布は、下図のとおりです。男女の賃金格差が如実に表れており、とくに上限での差が顕著です。

標準報酬月額等級の分布



厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業月報（速報）」（2020年9月分）にもとづき作成

## その2 巨額の年金積立金を年金給付に活用する

年金積立金は、厚生年金、国民年金、共済年金をあわせて190兆円。日本の年金総額は約55兆円強であり給付費の約4年分となります。ヨーロッパ諸国の年金積立金は、ドイツが給付費の1.6カ月分、イギリスが給付費の2カ月分、フランスが給付費の1カ月分未満などで、日本の“ためこみ”は異常です。積立金を計画的に取り崩し、高齢化のピークとされる2050年代をめどに計画的に活用していきます。

### 公的年金の財政状況(2019年度)

区分	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
		国民年金勘定	基礎年金勘定	
	億円	億円	億円	億円
前年度積立金(㉞) 時価ベース	1,881,696	91,543	33,355	2,006,594
収入(単年度)				
総額	503,376	34,168	245,758	529,149
(再掲) 保険料収入	377,446	13,458	-	390,904
(再掲) 国庫・公経済負担	112,019	17,684	-	129,703
(再掲) 基礎年金交付金	5,521	2,971	-	-
(再掲) 基礎年金拠出金収入	-	-	245,662	-
支出(単年度)				
総額	509,455	35,958	241,847	533,108
(再掲) 給付費	292,173	4,082	233,352	529,607
(再掲) 基礎年金拠出金	214,892	30,769	-	-
(再掲) 基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	8,492	-
運用損益分を除いた単年度収支残(㉟)	▲6,079	▲1,790	3,911	▲3,959
運用損益(㊱) 時価ベース	▲93,115	▲4,595	15	▲97,696
その他(㊲) 時価ベース	184	74	-	259
年度末積立金(㊳)+(㉟)+(㊱)+(㊲) 時価ベース	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199

厚生労働省「公的年金の財政状況報告書」(2019年度)にもとづき作成

## その3 賃上げと正社員化をすすめて、保険料収入と加入者を増やす

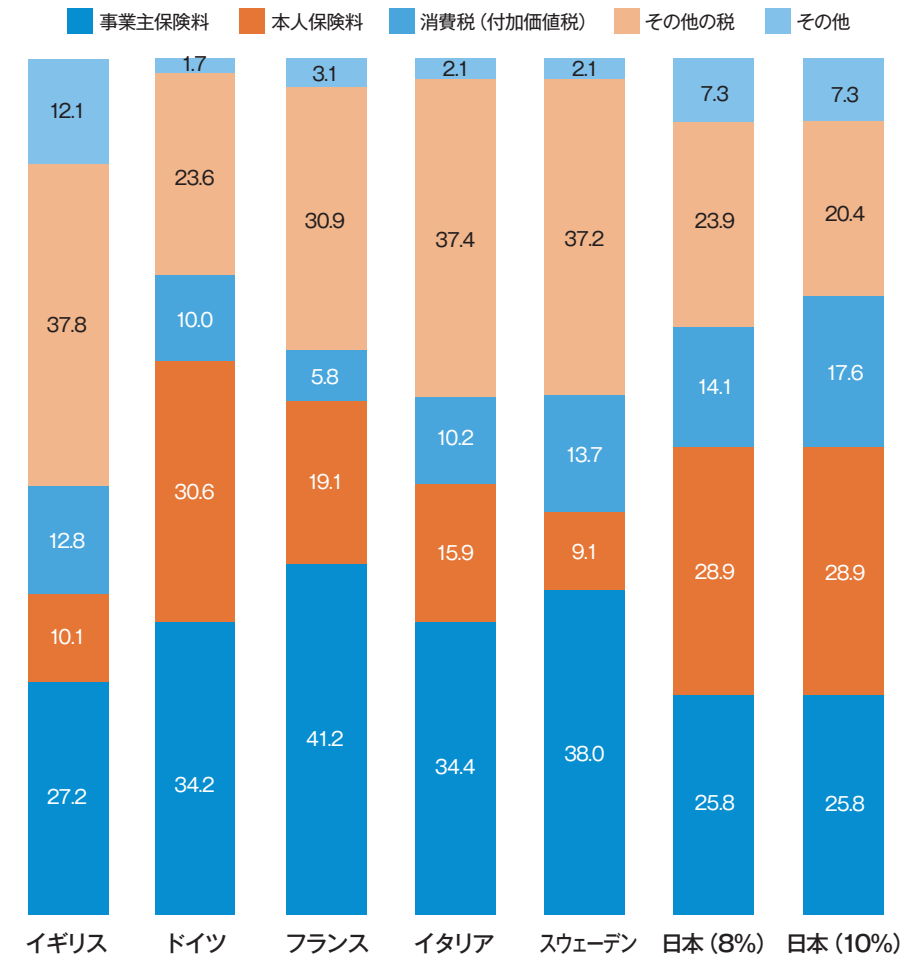


年金の被保険者になる現役労働者の賃上げと、非正規雇用の正社員化で、保険料収入と加入者を増やし、年金財政を安定化させます。

最低賃金の引き上げ、全国一律の最低賃金制度の創設、中小企業の賃上げ支援、予算の大幅増額などで「8時間働けばふつうに暮らせる社会」にするための改革をすすめます。

## 4、社会保障費の国際比較

### 日本とヨーロッパ主要国の社会保障財源の比較



注：各国の社会保障財源の構成比、単位：0%。日本は2018年度、ドイツは2016年、他は2017年データにより計算。「日本(10%)」は、消費税率を10%とした場合の推計値  
資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2017年度)、ユーロスタットホームページ「社会保障費統計」データベース、OECD 歳入統計など

日本の社会保障財源は、構成比でみた場合、先進諸外国と比べて、公費負担、事業主負担があまりにも少なすぎます。公費負担(消費税・その他の税)でいえば、スウェーデンが50.9%、イギリスが50.6%に対し、日本は38.0%にしかすぎません。事業主負担は、フランスが41.2%、スウェーデンが38.0%に対し、日本は25.8%です。一方、被保険者本人負担は、スウェーデンが9.1%、イギリスが10.1%、日本は28.9%と極端に高くなっています。



## Ⅲ 最低保障年金制度とはどんなもの？

### 1、最低保障年金制度は、世界の流れ



最低保障年金制度は、世界の流れになっています。国によって名称は違いますが、無拠出、全額国庫負担の基準で見ると、カナダ、オーストラリア、クェート、ニュージーランド、タイ、デンマーク、フランス、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スペイン、スウェーデン、アルゼンチンなどで実施されています。

また、無拠出の税による高齢期の所得保障としては、韓国、マレーシア、ベルギー、イタリア、イギリス、アメリカなどで行われています。他にも公的扶助として高齢期を支えている国は多くあります。

発展途上国でも、南アフリカ共和国なども最低保障年金制度をもっています。発展途上国では、貧困の中に取り残されている高齢者の問題が深刻になっており、貧困の解決手段としての国庫による最低保障年金制度が注目されています。

### 2、制度のしくみ

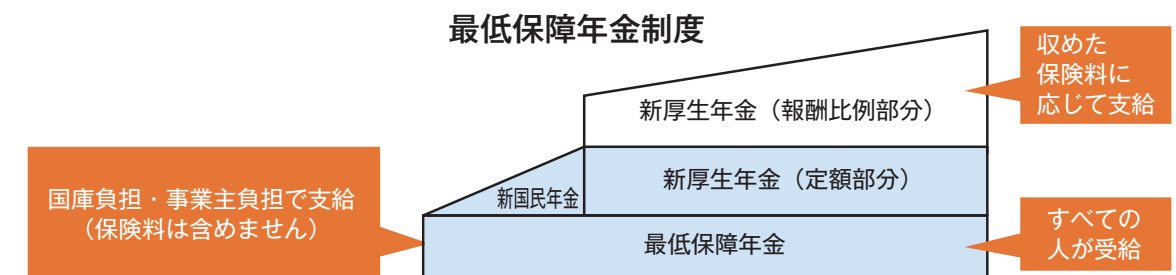
最低保障年金制度はまず最低保障年金を土台に据えます。これがいわば1階です。

#### 1. 最低保障年金を受給する3つが支給要件

- ① すべての日本国在住者が対象
- ② 20歳を過ぎてから日本に10年以上住んでいる
- ③ 65歳から支給

#### 2. 支給額 ひとり月額8万円を支給

- ① 財源は消費税に頼らず、国庫負担と事業主負担で賄う
- ② 現在の基礎年金の国庫負担分と企業（事業主）負担分は最低保障年金の財源に充てる
- ③ 最低保障年金制度創設の前に収めた国民年金保険料は、2階部分の新国民年金として支給  
厚生年金保険料は、2階と3階の新厚生年金として支給



#### 第3次提言は、第2次提言から何を变えたか

1. 第2次提言になかった障害年金、遺族年金まで踏み込み明らかにした
2. 現行の障害基礎年金部分に新たに3級を加えた
3. 現行の遺族基礎年金部分は、受給の中心が「子」であることを明確にした
4. 新国民年金の加入年齢と年金受給開始年齢を60歳から65歳にした理由
  - (1) 現行制度が65歳支給であること
  - (2) 日本の雇用制度が60歳定年制から、再雇用・再任用制度を導入し実質65歳までの雇用制度を採用している省庁・企業が圧倒的多数となっていること
  - (3) 日本の健康寿命（男性72.14歳、女性74.79歳）、平均寿命（男性81.25歳、女性87.32歳）が延びていること、
  - (4) 国際基準が65歳超となっていること

社会保障の最低基準に関する条約（第102号）の第26条2項で「老齢給付年齢を65歳より高い年齢とする」となっている。

### 3、3種類の年金から構成されている最低保障年金制度

#### 第3次提言の公的年金の種類

制度は、最低保障年金、新国民年金、新厚生年金の三つの種類になる。  
年金給付には、老齢年金、障害給付、遺族給付の三つがある。  
組み合わせると全部で9種類になる。

	高齢(65歳)になったとき	障害者になったとき	親や配偶者を亡くしたとき
国庫負担	老齢保障年金	障害保障年金	遺族保障年金
保険料負担	新国民年金 新厚生年金	新国民年金 新厚生年金	新国民年金 新厚生年金

制度としては、最低保障年金、新国民年金、新厚生年金の3つの種類になります。年金給付には、老齢給付、障害給付、遺族給付の3つの種類があります。組み合わせとしては、全部で9種類になります。

- ・高齢(65歳)になったときは、老齢保障年金、新老齢国民年金、新老齢厚生年金を支給
- ・障害者になったときは、障害保障年金、新障害国民年金、新障害厚生年金を支給
- ・親や配偶者を亡くしたときは、遺族保障年金、新遺族国民年金、新遺族厚生年金を支給

2階部分の新国民年金、新厚生年金の給付には、それぞれ「支給要件」があります。



### 4、2階部分の改善点

#### 2階部分の改善するところ

項目	現在の制度	最低保障年金導入後
国民年金の加入期間	20歳以上60歳未満	20歳以上65歳未満
厚生年金の定額部分	480月	540月(国民年金にあわせる)
老齢厚生年金	最低保障額の規定が不十分	平均標準報酬額に上下限を設定
障害国民年金(新設) 遺族国民年金(新設)	1級~2級 母子・父子世帯	1~3級 親の死亡により、子に支給
遺族厚生年金(対象者)	配偶者・子・父母 ・孫・祖父母	配偶者と子及び孫(父母がいない)に限る
年金の支払い	2カ月に一回	毎月支給
物価スライド	上昇・下落に応じて	下落のときは上昇するまで据え置く

第3次提言で、「現行制度の2階部分」を改正するのは次のとおりです。

#### 1. 国民年金の加入期間

現在の「20歳以上60歳未満」を「20歳以上65歳未満」とする。

#### 2. 厚生年金の定額部分の上限

現在の「480月上限」「540月上限」とし、国民年金に合わせる。

#### 3. 老齢厚生年金の格差の是正

現行制度の格差の是正を図る。平均標準報酬額に上限・下限を設定する。

#### 4. 障害国民年金の等級

現在の等級は「1級・2級のみ」だが、新たに「3級」を加える。

#### 5. 遺族国民年金の対象者

現在は、受給対象者は「母子・父子世帯」だが、「親の死亡により子に支給」にする。

#### 6. 遺族厚生年金の対象者

現在は「配偶者、子、父母、孫、祖父母」だが、「配偶者と子及び孫(父母がいない)」に限る。父母、祖父母には、原則老齢保障年金が支給されます。

#### 7. 年金の支払い

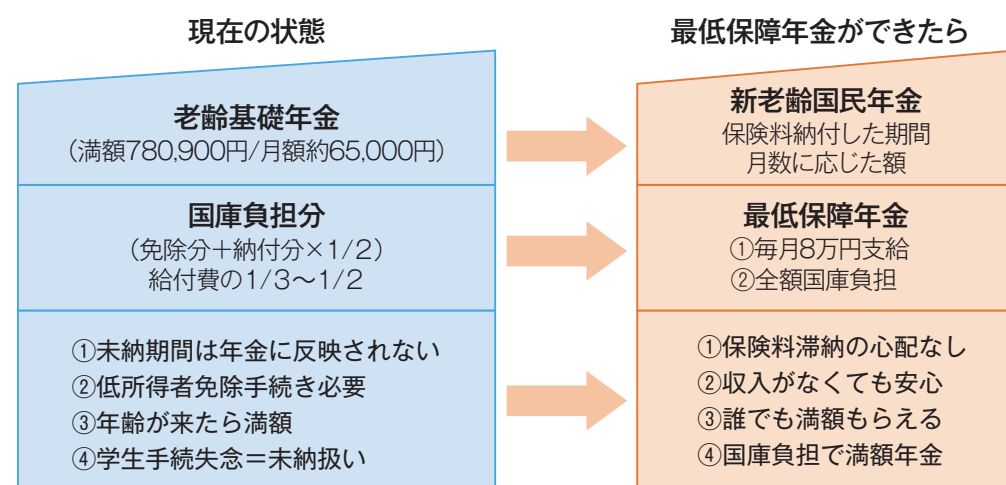
現在は2カ月に1回だが、毎月支給にする。

#### 8. 物価スライド

現在は、原則上昇・下落に応じて行うが、下落の時は上昇するまで据え置く。

## 5、どうなる 自営業者と低年金者

最低保障年金  
現在との比較⇒自営業者・低年金者の場合



最低保障年金の現在との比較です。

### 自営業者や低額年金者の場合

#### 現在は

老齢基礎年金は満額(40年保険料納付)で78万900円(月額約6.5万円)。  
この基礎年金の国庫負担額は給付費の1/2~1/3。未納期間は年金額には反映されません。

保険料が払えない場合は免除申請の手続きをしなければなりません。  
40年(480月)納付し65歳になれば満額支給されます。納付もしない、免除手続きもしない場合は未納(滞納)期間になり、年金額には反映されません。

#### 最低保障年金制度になれば

最低保障年金は、毎月8万円支給されます。保険料負担はなく全額国庫・事業主負担。支給要件を満たせば誰でも満額支給されます。

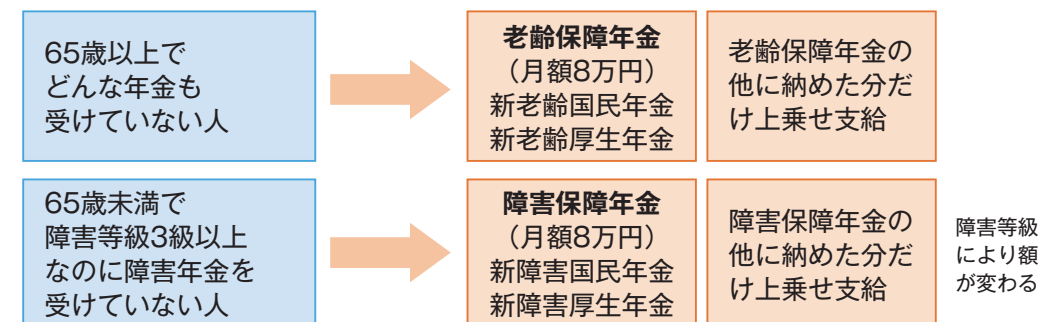
新老齢国民年金は、保険料を納付した期間に応じて年金が支給されます。

#### 基礎年金の国庫負担はどう変わったか

昭和61(1986)年に現行制度に「基礎年金」が導入された際、基礎年金(老齢・障害・遺族)給付費の3分の1を国庫(税金)で負担することとされました。その後、少しずつ引き上げられ、平成21(2009)年に2分の1に引き上げられました。上記図で「給付費の1/3~1/2」と記載しているのは国庫負担に2つの時期があったということです。

## 6、どうなる 無年金者

今まで無年金だった人  
(保険料納付月数の不足などで、年金を受けていない人)



新老齢国民年金 =  $1,628 \times 1/2 \times \text{保険料納付月数}$  (免除期間は0.5カ月として)  
新老齢厚生年金 = 定額部分  $\times 1/2$  + 報酬比例部分

基礎年金単価 780,900円(基礎年金満額) / 480月  $\div 1,628$ 円

65歳以上でどんな年金も受けていない人には、老齢保障年金(月額8万円)が支給されます。

国民年金保険料、厚生年金保険料を納めた期間がある場合は、その期間分、新国民年金または新厚生年金として支給されます。

また、65歳未満で障害等級3級以上なのに障害年金を受けていない人は、障害保障年金が支給されます。2級を基準(月額8万円)として、1級は1.25倍、3級は0.75倍になります。

### 17ページの参考資料

右図は、厚生年金の納付期間が1年以上あり、老齢基礎年金を受けられる昭和20年4月2日~昭和22年4月1日に生まれた男性(昭和25年4月2日~昭和27年4月1日に生まれた女性)が受給している年金の形です。

60歳から特別支給の老齢厚生年金の「報酬比例部分」だけを受給します。

63歳になると「報酬比例部分」と「定額部分」を受給します。

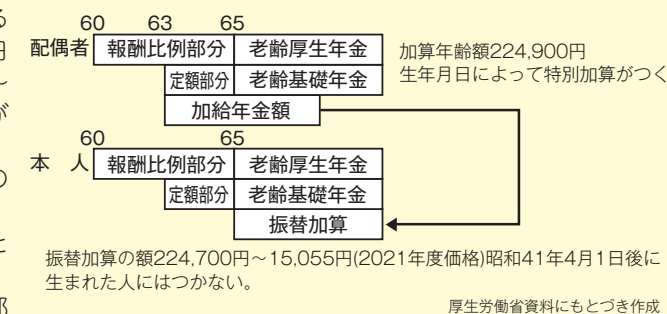
そして、65歳になると「報酬比例部分」は「老齢厚生年金」になります。

定額部分は「老齢基礎年金」になります。

「老齢基礎年金」の額がそれまで受給していた「定額部分」より少ない場合は差額が「経過的加算額」として給付されます。

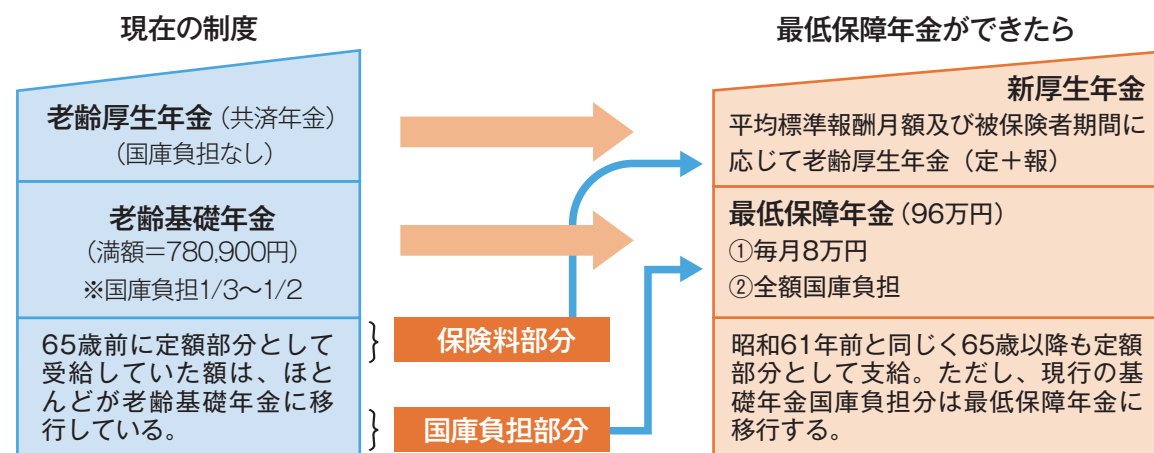
上図の中に加給年金額は、配偶者の厚生年金(共済年金を含む)の加入期間が20年以上であり、本人の厚生年金(共済年金を含む)の加入期間が20年未満のとき、本人が65歳になるまで配偶者の年金に加算されるものです。本人が65歳になると配偶者に付いていた加算は無くなり、代わりに本人の年金に振替加算が付くようになります。

#### 60歳以降の老齢厚生年金と振替加算



## 7、どうなる 厚生年金と共済年金

### 最低保障年金 厚生年金・共済年金の場合



### 厚生年金の場合

#### 現在は

1階が老齢基礎年金、2階が老齢厚生年金。共済組合だった人は2階は退職共済年金になっています。老齢厚生年金・退職共済年金には国庫負担はありません。65歳前に「定額部分」として受給していた額は、ほとんどが老齢基礎年金に移行しています。

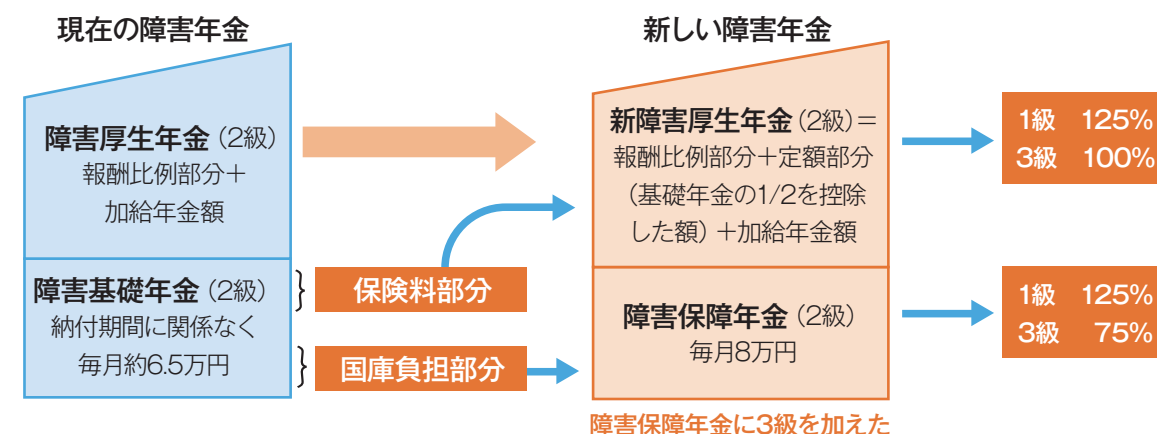
#### 最低保障年金制度では

まず1階が最低保障年金になります。そして、2階が新老齢厚生年金。この新厚生年金も定額部分と報酬比例部分があり、平均標準報酬月額と被保険者期間に応じて支給されます。

1986年（昭和61）前、つまり現在の「2階建て年金制度」ができる前と同じく、65歳以降も定額部分として支給します。ただし、現行の国庫負担額分は最低保障年金に移行するので控除します（支給しません）。

## 8、どうなる 障害年金

### 障害年金はどう変わるか



#### 現在の障害年金は

障害等級1・2級の場合、1階の障害基礎年金と2階の障害厚生年金で構成されます。障害基礎年金は、**3級には支給していません**。

障害基礎年金（2級）は納付期間に関係なく、毎月6.5万円。

障害厚生年金（2級）は報酬比例部分に配偶者加給年金額が加算されます。

障害厚生年金（3級）は報酬比例部分のみ支給され、最低保障額があります。

#### 最低保障年金制度では

1階部分として障害保障年金を支給します。

障害等級2級が基準額で月額8万円、1級は125%、3級は75%。

**3級を加えたのが新しい点**。2階が新障害厚生年金で、報酬比例部分と定額部分で構成されます。定額部分は「基礎年金額の1/2を控除した額」。基礎年金額の1/2は最低保障年金の財源になります。これに配偶者加給年金額が加算されます。

新障害厚生年金も2級を基準に1級は125%、3級は2級と同額です。

## 9、どうなる 遺族年金

### 遺族年金

#### 現行制度は

遺族基礎年金は父子家庭の父または子、母子家庭の母または子が受給します。

父や母が受給できるのは子がいることが必要です。子が18歳の年度末に達したとき、又は障害等級に該当する子が20歳に達したときは終了します。

父または母が受給するときは、子の加算があります。

現行の遺族厚生年金は、妻が40歳になったときに65歳になるまで中高齢の寡婦加算（58万5700円）がつきます。そして妻が65歳になったときに遺族厚生年金に加えて、妻本人の老齢基礎年金に経過的寡婦加算がつきます。経過的寡婦加算額は生年月日によって異なります。

#### 最低保障年金制度では

**遺族保障年金**は、子が1人であって父または母がいる場合は、年金額96万円に父子・母子加算額22万4700円を加え、118万4700円が支給されます。複数の子のいる場合は、2人目の子の加算額は22万4700円、3人以上の場合は3人目から1人7万4900円が加算されます。

複数の子がいる場合、子が18歳の年度末（障害のある子の場合は20歳）に達すると減額改定され、すべての子が18歳の年度末（障害のある子の場合は20歳）に達すると遺族保障年金は終了となります。死亡者の国民年金・厚生年金の加入・納付状況に応じて新遺族国民年金、新遺族厚生年金が支給されます。

**新遺族厚生年金**は、妻が受給する場合、夫の厚生年金期間が20年以上など一定の要件に該当すると40歳から中高齢の寡婦加算58万5700円を65歳まで支給します（ただし、中高齢の寡婦加算は遺族保障年金の支給されている間は支給しません）。

65歳からは、新遺族厚生年金と経過的寡婦加算（生年月日により金額が変わります）、本人の老齢保障年金が支給されます。

### 遺族基礎年金はどう変わるか

現行制度	遺族基礎年金 780,900円	+	子の加算 (1人目) 224,700円	+	
			子の加算 (2人目) 224,700円	+	子の加算 (3人目) 74,900円
第3次提言	遺族保障年金 960,000円	+	父子・母子の加算 224,700円	+	
			子の加算 (2人目) 224,700円	+	子の加算 (3人目) 74,900円

①国民年金・厚生年金納付月数×1,628円×1/2×3/4  
②厚生年金分 報酬比例部分×3/4

+死亡者の加入・納付状況に応じて納付分を反映させる。

### 遺族厚生年金はどう変わるか

現行制度	妻40歳	妻65歳
	遺族厚生年金	
	中高年の加算 585,700円 (定額)	経過的寡婦加算 妻本人の 老齢基礎年金
第3次提言	妻40歳	妻65歳
	新遺族国民年金1,628円×国民年金納付月数×1/2×3/4	
	新遺族厚生年金	
	中高年の加算 585,700円 (定額)	経過的寡婦加算 妻本人の 老齢基礎年金

経過的寡婦加算については、生年月日によって額が異なる

## 10、どうなる 対象者と保険料

### 新国民年金

- 1 新国民年金加入者は20歳以上65歳未満の人。国籍要件なし。厚生年金加入中には入らない。
- 2 保険料は非課税世帯は免除。年金額は半額だが最低保障年金と合わせれば生活扶助費を上回る。
- 3 保険料は、所得に応じた「応能負担」で設定する。保険料率は、現行厚生年金の料率の半分程度（9.15%）とする。

### 新厚生年金

- 1 新厚生年金は法人又は個人事業主に使用される人はすべて加入。2カ所以上勤める人はすべてを合算した額で標準報酬月額を決め、その額にもとづき保険料を負担。
- 2 保険料率は現行と同じ（18.3%）。ただし、65万円以上の標準報酬月額の方は健康保険の上限額（139万円）に引き上げる。
- 3 保険料は、事業主7割、被保険者3割。小規模事業所は事業主5、被保険者3、国2の割合。

### 新国民年金・新厚生年金の加入者と保険料

新国民年金と新厚生年金は、最低保障年金が1階部分だとすると、2階部分になります。

まず、新国民年金です。加入者（被保険者）は20歳以上65歳未満の人です。65歳未満にしたのは年金支給開始年齢が65歳であること、平均寿命、健康寿命が伸びたためです。そして、国籍要件はありません。厚生年金加入中は国民年金に入りません（二重加入はしない）。保険料は非課税世帯は免除します。年金額の免除期間については納付期間と比べ半分になりますが、最低保障年金と合わせれば生活扶助額を上回るようにします。保険料は現在のような定額制ではなく「応能負担」で設定します。

保険料率は、現行厚生年金の料率の半分程度（9.15%）とします。

新厚生年金は、法人または個人事業者を使用される人はすべて加入します。2カ所以上に勤めている人はすべて合算した額で標準報酬月額を決め、その額にもとづき保険料を負担します。

保険料率は現行と同じ（18.3%）にします。ただし、65万円以上の標準報酬月額の方は健康保険の上限（139万円）に引き上げます。保険料は、事業主7割、被保険者3割の負担割合とします。小規模事業所は事業主5割、被保険者3割、国2割の負担割合にします。

# 11、最低保障年金制度の財源はこうして

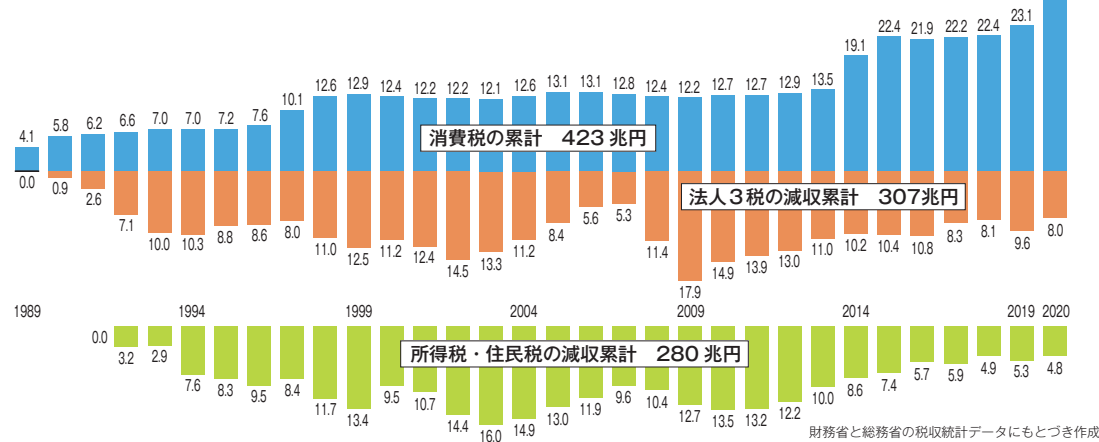
## ■ 最低保障年金制度の財源問題

まず、最低保障年金制度をつくるには、いくら必要か。これが右表1の必要財源です。第3次提言の試算では、老齢保障分(65歳以上3,514万人)が34兆円、障害・遺族保障分が3.1兆円、合計で37.1兆円です。この財源をどうつくるか。これが2の財源の出どころです。まず、現行制度における国庫負担分と事業主負担分はそのまま使います。基礎年金の国庫負担額は12.4兆円です。厚生年金の保険料の事業主負担分が4.6兆円です。合計で17兆円になります。すると、あと足りない額は約20.1兆円ということになります。この不足分は現在の大企業優遇・高額所得者優遇の税制を「応能負担」の原則へと転換するとともに、所得再配分\*機能を強化し捻出します。

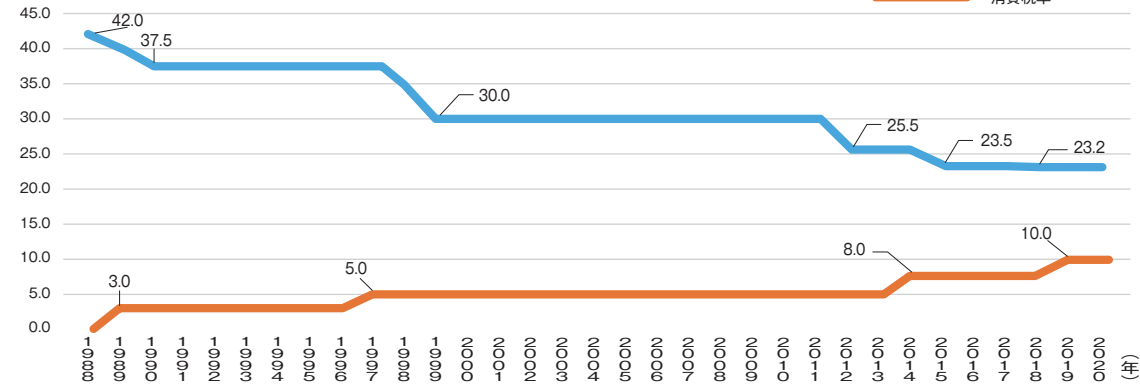
最低保障年金の財源

項目	金額
1 必要財源	約 37.1 兆円
(1)老齢保障分	(1)34.0 兆円
(2)障害・遺族保障分	(2)3.1 兆円
2 財源の出どころ	約 37.1 兆円 (内訳)
(1)現行の国庫負担額 (基礎のみ)	(1)約 12.4 兆円
(2)厚生年金事業主負担相当の基礎年金拠出金 (基礎年金相当額含む)	(2)約 4.6 兆円
(3)一般会計から繰り入れ	(3)約 20.1 兆円
①民主的な税制の確立	大企業優遇税制の見直し等
②所得再配分機能の強化	富裕層への負担強化

消費税収と法人3税、所得税・住民税の減収額の推移



法人税率と消費税率の推移



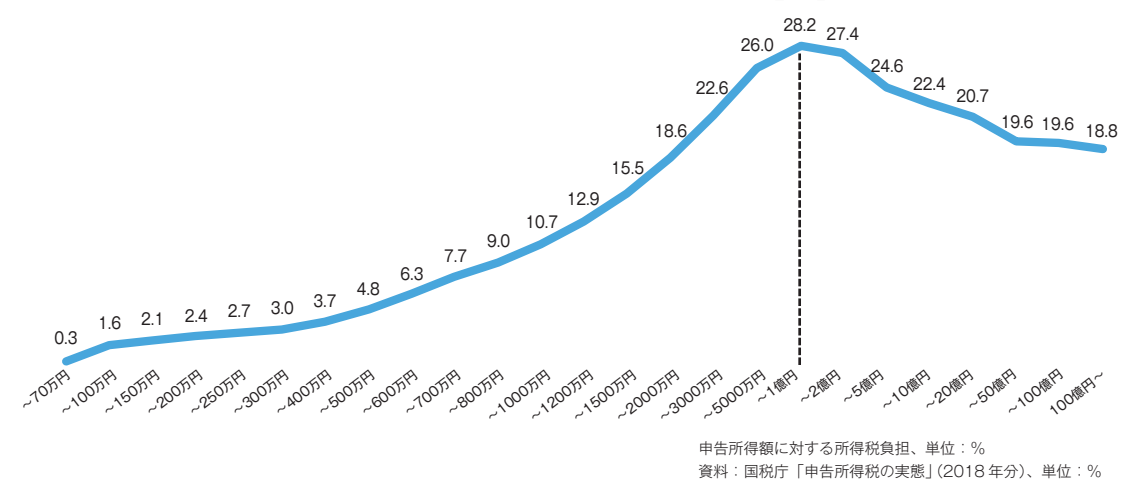
## ■ だまされない！「消費税は社会保障のため」という大ウソ

消費税導入から31年間の消費税収は423兆円ですが、ほぼ同時期に法人3税の税収は307兆円減り、所得税・住民税の税収も280兆円減りました。この原因は、何よりも、大企業と富裕層への減税・優遇税制が税収を大きく減らしたことにあります。加えて、消費税増税がもたらした不況と経済低迷が税収を減らしました。「弱者から吸い上げ大企業や富裕層を潤す」、これこそが消費税の正体です。消費税は、貧困と格差を拡大する特徴をもつ不公平税制です。社会保障の主要財源を消費税に求めるかぎり、社会保障支出の増大を解決するために消費税を増税し続けなければならなくなります。増税ができなければ、社会保障を削減し、貧困と格差の拡大を放置するしかないという選択を迫るものとなります。消費税は、社会保障の財源として最もふさわしくないものです。

## ■ 所得が1億円を超えると税金が減る！ 奇怪なくみの日本

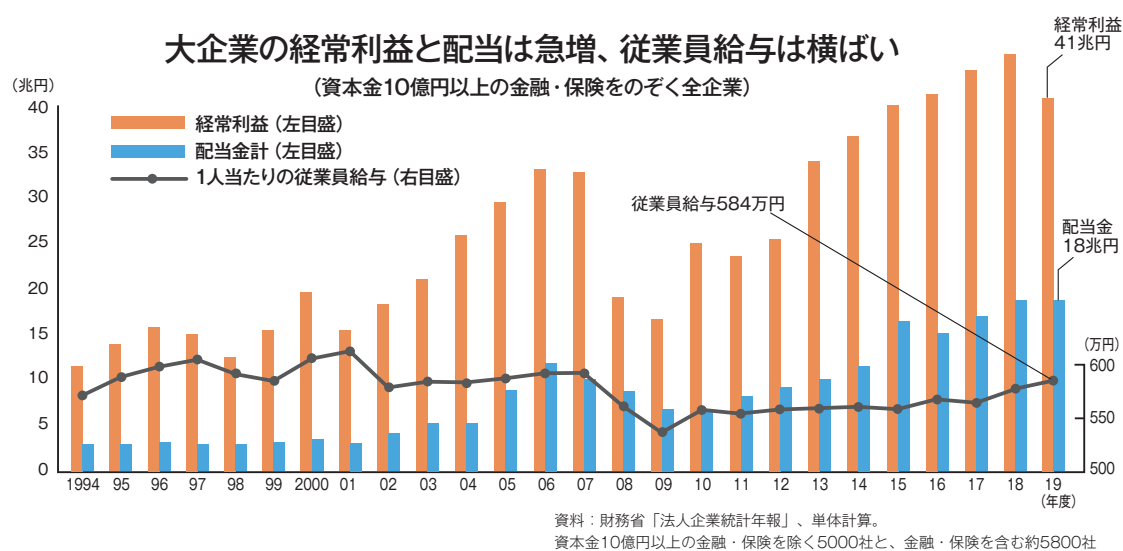
所得税は、所得が1億円程度を超えると税負担が下がってしまいます。富裕層の所得の多くは「株式譲渡所得」であり、これに対する税率が15%（住民税を含めても20%）と低く抑えられたままだからです。所得税や住民税の減収の理由にもなっています。欧米では、株式配当・譲渡所得とも、富裕層の税率は30%前後が普通です。「株主天国」になっている日本の税制を改めることも、最低保障年金制度創設の財源になります。

申告所得階級別の所得税負担率 [%]



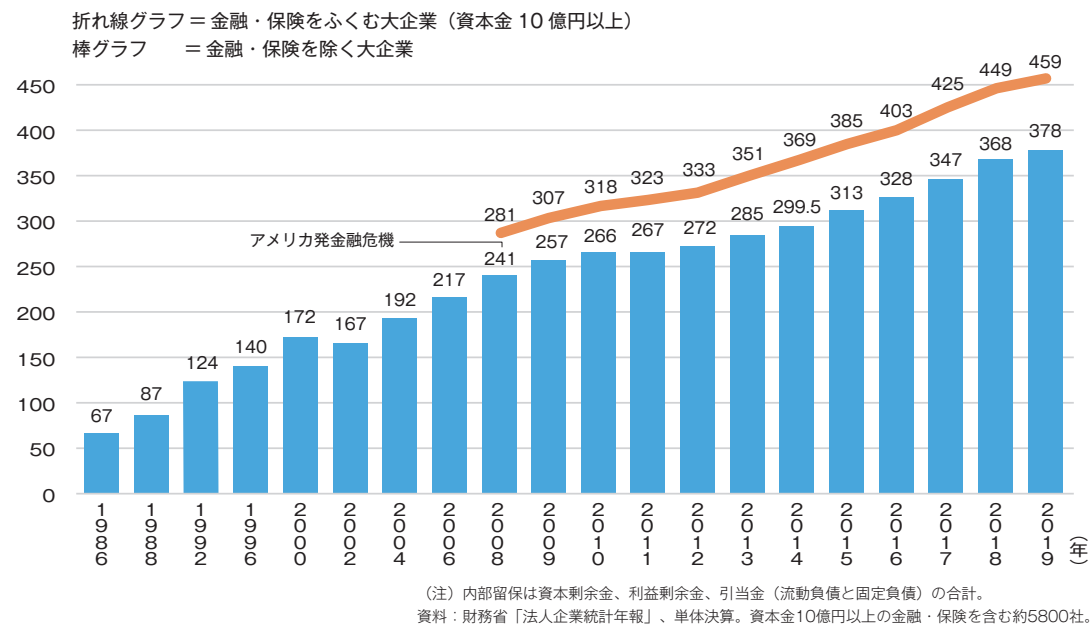
\*「所得再配分」とは、大企業や高額所得者など所得の大きいところにはより多く税負担してもらい、それを社会保障給付などの形で渡すことで、所得の低い人も生活できるようにすることです。

## ■ 大企業は儲かって、労働者の賃金は増えない



大企業の経常利益は、2019年度で41兆円、株主への配当金は18兆円に対し、従業員給与は584万円と微増の状況です。これは、賃金の抑制のために正規雇用を減らし、非正規雇用を増やすことで労働コストを抑えてきた結果です。

## 大企業の内部留保が459兆円に急伸



大企業約5800社(資本金10億円以上、金融・保険を含む)の2019年度の内部留保は前年度を10兆円も上回り459兆円です。

一方、日本の全企業の内部留保は、796兆円と過去最高です。これらの活用も働く者の賃上げにつながり、将来の年金額の引き上げにつながるものです。

## IV 展望を切り拓こう

### 1、生きるための訴え—年金裁判運動

#### (1) 行政不服審査請求から裁判運動へ

—日本社会保障運動に刻む歴史的たたかい—



#### 「年金下げな！」 12万6000人の行政不服審査請求のたたかい

2013年10月から開始された「特例水準の解消」と称した2.5%の年金削減に対して、12万6000人が行政不服審査請求に立ち上がりました。日本の社会保障運動のなかでも最大規模の不服審査請求運動です。

#### 怒りの裁判運動—全国いっせいで提訴、39地裁、原告5297人、弁護団300人

請求の却下に対し再審査請求を経て、2015年5月に全国でいっせいで提訴、44都道府県、39地裁でたたかい、原告は5297人にのぼりました。この年金裁判は、これまで25地裁で大学教授や研究者12人が憲法25条違反等について、労働組合の役員21人が「世代間公平論」批判や安心できる年金制度について、原告本人尋問では118人がそれぞれの人生と暮らしについて語りました。(2021年6月10日現在) この運動は広範な高齢者、年金受給者の心をとらえ、日本社会保障史上、歴史的たたかいとして前進しています。

## (2) 国連社会権規約に反する年金減額

申恵丰教授は、2020年8月21日長野地裁で「年金減額は国連の社会権規約違反」と証言し、年金減額が日本も批准している国際人権規約にも違反していると明らかにしました。



申恵丰（しんへほん）教授  
日本の国際法学者・法学博士  
青山学院大学法学部・大学院  
法学研究科教授。

**国連「社会権規約委員会」の「後退禁止の原則（抄）」**  
「社会保障についての権利に関連して取られた後退的な措置は、規約上禁じられているという強い推定が働く。いかなる意図的な後退的措置が取られる場合にも、締約国は、それがすべての選択肢を最大限慎重に検討した後、導入されたものであること、及び、締約国の利用可能な最大限の資源の完全な利用に照らして、規約に規定された権利全体との関連によってそれが正当化されること、を証明する責任を負う。」  
社会権規約委員会「一般的意見19 社会保障についての権利（9条）」

### 長野地裁での申教授の証言（要旨）

- (1) 1948年に採択された「世界人権宣言」の内容を、国家に義務を課す条約にするために、国際人権規約が1966年に採択され日本は1979年に批准した。国際人権規約は、「社会権規約」と「自由権規約」の2つからなっている。
- (2) 「社会権規約」上の義務を「政治的責任」にすぎないとみる考え方は、日本の司法の立場だが、条約としての社会権規約の存在意義をあまりにも矮小化するもので、国際的には全く使われていない。
- (3) 権利の完全な実現のために義務を課した社会権規約上、意図的な後退的措置は、規約違反とされないためには、国側がその正当性を論証する必要がある。
- (4) しかし、平成24年の年金改正法は、年金支給額を引き下げるという重大な内容を含むものでありながら、衆・参議院でそれぞれ1日というわずかな時間内での審議によって可決されており、この間、年金受給者からの意見聴取の機会等は一切設けられず、取りうる選択肢の包括的な検討も全くされなかった。
- (5) 平成24年改正法及びこれに基づく年金受給額の引き下げは、憲法25条2項に逆行する後退的措置であり、その審議手続のずさんさにおいて、確定した年金額が支給されるものと期待して老後の生活設計を立ててきた「被保護者の期待的利益や生活への影響」の観点から、立法裁量の逸脱・濫用であり、健康で文化的な最低限度の生活を送る生存権を保障した25条1項も侵害したものである。
- (6) また、社会権規約に照らしてみれば、意図的な後退的措置として、社会保障の権利の完全な実現を漸進的に実現するため措置を取る義務に反していることは明らかである。

## (3) 国連社会権規約委員会等の勧告

### 2001年勧告

**「最低保障年金を導入せよ」**  
**「男女不平等を改善せよ」**

委員会は、締約国が最低年金を公的年金制度に導入することを勧告する。さらに、委員会は年金制度に存続する事実上の男女不平等が最大限可能な限り改善されることを勧告する。

### 2013年勧告

**前回の勧告を再度表明**  
**措置を講じることを要求**

委員会は締約国に対して要請した、公的年金制度に最低保障年金を導入するという前回の勧告を再度表明する。また、委員会は、締約国に対して、公的な福祉的給付の申請手続を簡素にするため、及び申請者が尊厳を持って取り扱われることを確保するための措置を講じることを要求する。

### 国連・女性差別撤廃委員会の「日本定期報告に関する総括所見」

41. 委員会は締約国に対し、貧困削減と持続可能な開発をめざす努力を強化することを求める。委員会はさらに、締約国がシングルマザー・寡婦・障害女性・高齢女性のニーズに特別の関心を払い、年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革するよう要請する。（2016年）

ILO102号条約（社会保障・最低基準条約）違反の日本政府  
条約が求めているのは、厚生年金受給者では「年金受給資格年齢の妻を有する男子の標準的な受給者の年金は、30年拠出した場合、従前所得の40%以上とすること」であり、また国民年金受給者では「年金受給資格年齢の妻を有する男子の標準的な受給者の年金は、20年居住又は30年拠出した場合、『普通成年男子労働者』の賃金の40%以上とすること」となります。条約を批准した国には条約遵守義務があり、条約違反していると、国内法を改正しなければなりません。

（日本は1976年2月2日に批准）



## 2、憲法に保障された権利を守る政治の実現を

最後に、強調したいことは、「社会保障は国民の権利」だということです。

憲法25条は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。とりわけ重要なことは「向上及び増進」に努めなければならない、ということです。現状はどうでしょう。「向上・増進」どころか、年金は減額され続け、生活は苦しくなるばかりで25条の精神から逆行しています。

老人福祉法2条では、高齢者は「敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障される」としています。私たち高齢者の尊厳が傷つけられ誇りが奪われる政治がすすんでいます。

1950年の社会保障制度審議会の勧告では戦後初めて無拠出の最低保障年金をつくる必要があることを強調しています。

大いに、論議を深め力をあわせ、最低保障年金制度をつくるために、がんばりましょう。



**憲法25条**  
 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**老人福祉法第2条**  
 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるときともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

**1950年社会保障制度審議会勧告の内容**  
 ① 平和的(憲法9条)生存権(憲法25条)に基づく勧告  
 ② 社会保障の体系と国の責任で行われるべきもの  
 (医療・年金、介護、雇用・労災、生活保護、児童、老人、障害者支援等)

## 総選挙に向け市民連合が立憲野党に提出した「政策要望書」(骨子) (2020.9.25)

- I 憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政府の確立**
  1. 立憲主義の再構築
  2. 民主主義の再生
  3. 透明性のある公正な政府の確立
- II 生命、生活を尊重する社会経済システムの構築**
  4. 利益追求・効率至上主義(新自由主義)の経済からの転換
  5. 自己責任社会から責任ある政府のもとで支えあう社会への転換
  6. いのちを最優先する政策の実現
  7. 週40時間働けば人間らしい生活ができる社会の実現
  8. 子ども・教育予算の大胆な充実
- III 地球的課題を解決する新たな社会経済システムの創造**
  9. ジェンダー平等に基づく誰もが尊重される社会の実現
  10. 分散ネットワーク型の産業構造と多様な地域社会の創造
  11. 原発のない社会と自然エネルギーによるグリーンリカバリー
  12. 持続可能な農林水産業の支援
- IV 世界の中で生きる平和国家日本の道を再確認する**
  13. 平和国家として国際協調体制を積極的に推進し、実効性ある国際秩序の構築をめざす。
  14. 沖縄県民の尊厳の尊重
  15. 東アジアの共生、平和、非核化

## 日本高齢者憲章

高齢者は歴史と社会の建設者として敬愛されます  
 高齢者は家族・地域・社会の一員として重んじられます  
 高齢者はどのようなときも人間としての尊厳を守られます  
 高齢者は健康で文化的な生活をする権利があります  
 高齢者は意欲にみあって働きつづける権利があります  
 高齢者は安心して医療を受ける権利があります  
 高齢者は快適な住居と環境に暮らす権利があります  
 高齢者は安全な交通とその手段を自由に利用する権利があります  
 高齢者は必要とする福祉をうける権利があります  
 高齢者への保障は国・自治体・大企業の負担を原則とします  
 高齢を理由にしたすべての差別をなくすこと  
 高齢を理由にしたあらゆる不利益を直ちに償うこと

高齢を理由にしたいかなる権利侵害も回復すること  
 高齢者を職域・地域から孤立させないこと  
 高齢者を軽んじる政治・風潮を是正すること  
 高齢者は人格と人生の全面的な発達成熟を追求します  
 高齢者は生きる力としての文化を若い世代と共有します  
 高齢者は自由と愛と民主主義を尊重します  
 高齢者は国際的連帯と核兵器のない平和を望みます  
 国はこの憲章を政策の基調とし  
 地方自治体はこの憲章の実現をめざし  
 あらゆる企業活動がこの憲章を基準とするよう  
 高齢者・国民は大きく連帯して  
 豊かな高齢期づくりに努力します

1988年9月2日 第二回全国高齢者大会(福島)採択

### 3、年金者組合を大きくして、要求を勝ち取ろう



#### 全日本年金者組合綱領

日本国憲法は、すべての国民が個人として尊ばれ、平和のうちに生存する権利を保障しています。

私たち全日本年金者組合は、この憲法の理念を守り発展させ、より自由により豊かに生きていける社会をめざします。

私たちは、高齢者をはじめすべての人にひらかれた組織として、思想・信条の違いをこえ団結して行動します。

- (1) 私たちは、要求で結集し、みんなの力を出し合っ  
てその実現をはかり、心身ともに健康で楽しい高齢期  
をつくり出します。
- (2) 私たちは、国と大企業の責任ですべての国民が健  
康で文化的な生活を保障されるよう、年金・医療・介  
護・福祉など社会保障制度の確立をめざします。
- (3) 私たちは、全国の地域に根をはり、地域を基礎に  
運動をすすめます。
- (4) 私たちは、労働組合をはじめ要求で一致するすべ  
ての団体と共同し、世界の高齢者や働く人とも手をと  
りあってすすみます。
- (5) 私たちは、核兵器のない平和・中立の日本を建設し、  
美しい地球を子や孫に残します。
- (6) 私たちは、日本の政治、経済、教育、文化の民主  
化のために力をつくします。



**要求運動を大きく広げ  
全市町村に支部をつくり、まちづくりを進め  
20万人の組織をつくろう！  
高齢者の誇りと尊厳を取り戻そう！**